

いう強い国民へのメッセージこそが必要であると考えますが、大臣の御所見をお伺いいたします。

○麻生国務大臣 おっしゃるとおり、ジャネット・イエレンという方との三週間に二回ぐらい電話で話をしておりますけれども、今おっしゃつたように、今の財政出動というものを切り上げて財政再建とか均衡とかいうことに走る気はない、アメリカの方策としてははつきりしております。

同様に、ドイツ、イギリス、フランスも同じ方向で事は動いておりますので。

直ちに今、経済としては金融緩和の方向をしばらく続けるということで中小企業等々に対する支援というものをやつていいこうとしていることは確かにまだ思つておりますので、日本がこれまでやつてきましたものと同じような方向に事は動き始めて、新しい政権においてもその方向でいくということをはつきりさせたんだと思っております。これは、他の国もみんな聞いていたと思いますので、それは、それなりに、そういう方向で受け止めていると思つておりますけれども。

いずれにしても、日本の場合も同様に、今、少なくともアメリカの場合、日本と違いますのは、コロナによる死亡者が五十万人を超えておりますから、日本のように五千人と五十万では桁が二つぐらい違いますので、そういう意味では、影響というのは、私どもの受ける感じといふのは大分違うと思ひますけれども。

そういう意味では、私どもとしては、今後とも、日本の中において民需主導で、このボストコロナというのが見えてきた今の段階においては、民需主導でこれをやつしていくために当たりましで私どもとしては経済の後押しをしていくということが大事なのであって、経済、今のところ金融等々で資金繰りの話等々が主なところになつておられますけれども、その資金繰りも、少なくとも新しいものに対する投資、デジタルトランスフォー

メーションなんかに対する投資、そういうふたものへの新しい分野にということに金が使われていいく、設備投資がなされていくという方向に私どもとしては後押ししてまいりたいものだと思つております。

○長谷川委員 消費税減税には踏み込まないといふうふうな御答弁というふうに解釈いたしましたけれども、我が党も含めて、期限つきの消費税減税

を今こそやるべきだという声は大きいし、また、國民に世論調査をしたとしても、これについての賛同者が多いということはあるのではないかでしょか。

これについてはここにとごめますけれども、最後の部分で追加して大臣にお伺いしたいと思いますが、先ほど、中小企業を救うということが、これから五年後、十年後、また大きな効果を發揮する、このまま放置することはありませんけれども、このままの状態に、今の状況での支援をすることによって受ける日本企業のダメージは、シンクタンクの様々な資料によると、今後十年以上は尾を引くのではないかというふうな試算もあります。

こういった中で、一つには、中小企業の粗利に対して、全額ではなくても、倒産させないといふ対応で、もう一年以上たつてきているわけです。窮者には、もう一年以上たつてきているわけですが、きめ細かい対応で、先ほど、不正受給の話が昨今テレビ等でも報道されました。タクシーにから、きめ細かい対応で、先ほど、不正受給の話が昨今テレビ等でも報道されました。タクシーに乗つてもそんな話がされますけれども、そういうことは厳に出さない。こういったことで、本当に必要な人たちに支援が行き渡るように御要望申され、少なうとも、規制の緩和とか技術の革新とか、いろいろな形での経済構造の転換等々によつて、いわゆる潜在成長力を高めていくという方向で、少なうとも新

なくとも、そういう中にあつて、民需主導で経済成長というものを実現させていくためには、いわゆる規制改革とかいろいろなことをやつていかねばなりませんので、中小企業等々、それに合つた

体質改善をやる努力を自らもしてもらわなければなりません。避けた通れぬところだと思つております。これは大企業でも同じだと思ひます。この不安に対処するために、いわゆる万全の守りの施策と新たな時代に向かつての攻めの施策と両方をやつていかないかねとかいうところだと思ひますので、経済財政運営というものに関しましては、その両面をにらんでやつていかねばならぬな

で。そういう意味で、きちんとそういうことをやらぬと潜在成長率が伸びていけませんので、そういったことになろうと思ひますので、企業や家計の不安に対処するために、いわゆる万全の守りの施策と新たな時代に向かつての攻めの施策と両方をやつていかないかねとかいうところだと思ひますので、経済財政運営というものに関しましては、その両面をにらんでやつていかねばならぬな

で。これについてはここにとごめますけれども、最後の部分で追加して大臣にお伺いしたいと思いますが、先ほど、中小企業を救うということが、これから五年後、十年後、また大きな効果を發揮する、このまま放置することはありませんけれども、このままの状態に、今の状況での支援をすることによって受ける日本企業のダメージは、シンクタンクの様々な資料によると、今後十年以上は尾を引くのではないかというふうな試算もあります。

○長谷川委員 御答弁ありがとうございました。

そのように、こういった状況で、支援をしても支援をしても淘汰される宿命の方たちは多いです

し、この逆境をチャンスにして、様々な支援策を

また受け入れながら更に次の時代に向けて伸びる

ような企業も出てくるということは大いに期待で

きますし、その辺は共感できる部分でございま

す。

○清水委員 つまり、まだまだ新型コロナの影響が収まつていないという認識で、今年についても延長されたというふうに思います。ただ、去年は、納稅猶予の特例措置を導入し、申告期限、納付期限について、全国一律、令和三年四月十五日までに延長することとしたということです。等々で混雑回避の徹底を図るなどの観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税等の申告期限、納付期限について、全国一律、令和三年四月十五日までに延長することとしたということです。申告期限を確保して確定申告されるところの会場等々で混雑回避の徹底を図るなどの観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税等の申告期限、納付期限について、全国一律、令和三年四月十五日までに延長することとしたということです。

○麻生国務大臣 つまり、まだまだ新型コロナの影響が収まつていないという認識で、今年についても延長されたというふうに思います。

○清水委員 つまり、まだまだ新型コロナの影響が収まつていないという認識で、今年についても延長されたというふうに思います。

○麻生国務大臣 つまり、まだまだ新型コロナの影響が収まつていないという認識で、今年についても延長されたというふうに思います。

○越智委員長 次に、清水忠史君。

○清水忠史君 本日はこのボストコロナによりましても変わらないものの一つは、人口の減少、少子高齢化というので、生産性、生産人口が激減していくということです。これは避けて通れない現実でありますので、少



うことなどでございますけれども、家賃支援給付金は、一月の売上げが五〇%以上減少のほかに、三か月三〇%減少も対象としております。ですから、両制度では要件が異なっているわけでございまして、そのために、申請者が選択する売上げ減少の対象月や提出書類も異なる可能性がござります。

御指摘のよう、家賃支援給付金が給付され、持続化給付金が給付されると認識をしております。○清水委員 確かに、持続化給付金と家賃支援給付金の制度の違いはそこなんですね。いわゆる家賃支援給付金の場合は、三か月連続で三〇%，前年度、売上げが減少していないれば支給の対象になります。しかし、それ以外は同じなんですよ。

同じ目的、同じ条件でコロナ禍に苦しむ事業者を支援するための政策であるはずなのに、いわゆる前年度比五〇%減という条件に、一ヶ月ですね、減という条件で家賃支援給付金が出ている事業者に対して持続化給付金が出ない。これは同じ条件の対象です。ですから、実施する事務局が違えば対象の基準が変わることがあつてはならないというふうに思うんですね。

今、長坂副大臣の方から、三か月連続の三〇%の減少ということを除いては、これは対象基準は同じですから、そういう点では、片方が支給されて片方が支給されないというダブルスタンダードがあつてはいけないというふうに思うんですが、そこはいかがでしょうか。○長坂副大臣 先ほど申し上げましたとおり、持続化給付金と家賃支援給付金は別々の制度でございまして、要件や提出書類は異なっております。さらに、実際に給付金の申請を受けた際に、提出書類が異なる場合もあり得るため、御指摘のように問題となっている申請者の氏名や番号等を御教授いただければ、審査に誤りがないかなど状況を確認の上、適切に対応したいと思います。

○清水委員 今の答弁は非常に大事でして、個別に丁寧にしていただきたいと思うんですが、それはもちろん提出書類等は異なることがあるわけですが、審査する基準については、これは認定基

給付金をするという趣旨、目的は同じだと思うんですね。

確かに、家賃と持続化給付金の方では、例えば金と家賃支援給付金、対象基準が同じであれば、類は違うと思いますよ。しかし、五〇%、前年度、減少していれば給付されるという持続化給付

金と家賃支援給付金、対象基準が同じであれば、類は違うと思いますよ。しかし、五〇%、前年

度、減少していれば給付されるという持続化給付金と家賃支援給付金、対象基準が同じであれば、類は違うと思いますよ。しかし、五〇%、前年

準は同じだ、前年度に比べて五〇%減少している、一か月でも、これが合致していれば基本的に認定基準は変わらない、決してダブルスタンダードで審査基準しているわけではないということだけは確認させていただけないでしょうか。

○奈須野政府参考人 ちょっと技術的な質問でございますので、私の方からお答えさせていただきます。

家賃支援給付金は、売上げが前年同月比から五〇%減少するか、あるいは三か月連続で三〇%減少するという要件を満たせば、家賃支払い額の六か月分の何割かを支給するといふことでございま

す。

一方で、持続化給付金は、前年同月比から売上

げが五〇%以上減少した場合に、それを十二倍し

て、前年度比五〇%減少して給付金の対象となっ

ており、家賃支援給付金は出たのに持続化給付金

が出ないというのではなく、これは書類の問題ではなく

が、前年度比五〇%減少して給付金の対象となっ

て、前年度比五〇%減少して給付金の対象となっ

て、前年度比五〇%減少して給付金の対象となっ

て、前年度比五〇%減少して給付金の対象となっ

て、前年度比五〇%減少して給付金の対象となっ

て、前年度比五〇%減少して給付金の対象となっ

て、前年度比五〇%減少して給付金の対象となっ

て、前年度比五〇%減少して給付金の対象となっ

ケースで多いのが追加資料の提出なんです。そのうち、対象月の請求書と振り込み記載がある通帳のコピーを求めることがあるわけですが、これは

のため提出を求めているんでしょう。長坂大臣、お願いします。

○長坂副大臣 お答え申し上げます。

持続化給付金の審査におきまして、二〇一九年度分の確定申告書と二〇二〇年の売上台帳を確認しております。事業実態がないにもかかわらず虚偽の確定申告をして持続化給付金を不正受給したことから、事業実態を把握するために追加の関係書類の提出を依頼する必要があります。

具体的には、御指摘の二〇一九年中の対象月に発生した請求書の写し、それに伴う振り込み、支払いが分かる通帳の写しの組合せのほかに、二〇一八年度確定申告書の第一表、令和元年度分の市町村民税、特別区民税、都道府県民税申告書の写しの三種類の書類のうち、申請者が提出可能な書類のいずれか一つの提出を依頼しているところであります。

こうした観点から、申請者に提出いただきまして、証拠書類だけでは給付要件を満たしているかについての確認ができるない一部の方に対しましては、事業実態を確認するために追加の関係書類の提出を依頼しているところであります。

具体的には、御指摘の二〇一九年中の対象月に発生した請求書の写し、それに伴う振り込み、支払いが分かる通帳の写しの組合せのほかに、二〇一八年度確定申告書の第一表、令和元年度分の市町村民税、特別区民税、都道府県民税申告書の写しの三種類の書類のうち、申請者が提出可能な書類のいずれか一つの提出を依頼しているところであります。

○清水委員 請求書と通帳の提出というふうに指摘したわけですが、現金取引が主で、銀行口座を介した振り込みがなされていない商売といふのはあるわけでありまして、例えば、おかみさん一人で営んでいる小さな飲み屋さんでは、お酒は近所の酒屋から仕入れて、食材はスーパーで購入し、当然お支払いも現金で、銀行振り込みは使用しておりません。あと、神社のお祭りにお店を出す露天商の方、これは仕入れは全て現金で、露

店の支払い、これはもう現金しかありませんので、喰いておられます。そのような事業者の方は、請求書はあるんですが、通帳に振り込み記載

がありません。

お伺いしたいんですが、なぜ領収書では認められないのかということなんですね。経産省は、このような銀行振り込み以外の商売をそもそも事業者として認めないということなんでしょうか。通帳の代わりに領収書では駄目なんでしょうか。

○長坂副大臣 通常の審査において提出される書類のみでは取引の実態を十分確認できなかつた一部の方を対象にいたしまして、追加の関係書類の提出を依頼しております。その際には、客観的かつ公平に事業実態を確認するためには、請求書に加えて、そこに記載されている取引を裏づけるために、銀行が発行している信憑性のある書類として、振り込み、支払いが分かる通帳の写しを求めております。

なお、税務署による税務調査のための取引実態の確認と持続化給付金の審査における給付要件の確認を要する方に対する確認とは、その目的が異なるから手段についても異なつてくるというふうに考えております。

○清水委員 参議院の方でしたかね、財政金融委員会で麻生財務大臣が、日本の由緒正しきフリー・ランスはテキ屋だというふうに言われまして、これは給付金の対象とすべきだという発言をされ、実は多くの方々が励ましたといふ声が私のところにも届いております。

つまり、出せない書類を出せ出せと言つて、それができなければ、対象者であるにもかかわらずいつまでたつても支給されないと、これが改善するつもりがないのかということを伺つているわけです。

長坂副大臣は、いわゆる税務調査の目的と今回この給付金を支給するための書類については目的が違つたため異なると言いましたけれども、配付資料の二枚目を御覧ください。

ここには、税務のルールでは帳簿等の保存義務が事業者に生じておりますし、資料にあるようなら、帳簿や書類を管理しなければならないとなつてますが、そこには請求書とともに領収書や小切手控えなども当然含まれているわけなんです。

国税庁に確認します。いいですか、国税庁さん

に確認します。税務調査で事業実態を調べる際に、銀行振り込み以外は取引として認めていないのか。領収書では偽造の疑いがあるため、例えば、取引の実態はなかつたとの判断をするのか。

○鎌水政府参考人 この辺りはいかがですか。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。

一般論として申し上げることになりますが、国税当局が税務調査等を行う際における事業者の取引実態等の認定に当たりましては、必ずしも銀行振り込みの履歴などといった書類の有無のみによつて判断するわけではなく、領収書や帳簿書類を含め、これまでの取引慣行など、個々の取引における事実関係に基づきまして適切に判断していく、こうしたことになります。

○清水委員 今お聞きいたいたとおりですよ。

ですから、個々の取引関係について、領収書等でしっかりとその取引を確認して、そして、認定基準に達していれば持続化給付金を支給するといふことは当たり前じゃないですか。

大臣、領収書では駄目だというその説明、もう一度していただけますか、それとも支給していただけですか。

○長坂副大臣 私どもいたしましては、税務調査の場合は、法律上の調査権限に基づき申告後に税務調査ができるわけであります、持続化給付金につきましては、給付後にそのような権限がないために、給付金の支給を判定する入口の段階でしっかりと審査をする必要があるという違いがござります。

○清水委員 それは、コロナで苦しんでいる事業者は、明確な区別がありません。これをもつて事業実態を把握することは困難であるために、領収書は認めておりません。

領収書と店舗等で一般的に発行されるレシートは、明確な区別がありません。これをもつて事業者が事業者に生じておりますし、資料にあるようなら、帳簿や書類を管理しなければならないとなつていますが、そこには請求書とともに領収書や小切手控えなども当然含まれているわけなんです。

れども、うちの事務所に相談に来られる方は、そのような追加資料を求められても、確定申告するかどうか、所得税が発生するかしないかの非常に小規模な事業者が多いわけです。先ほども言いましたけれども、請求書と振り込み記載がある通帳などで事業実態が証明できれば構わないと。事務局は、今言いましたように、確定申告書、持続化給付金の、売上げ比、売上げ比較、対象年のですね、前年の確定申告書の提出をもつて判断するわけではなく、領収書や帳簿書類を含め、これまでの取引慣行など、個々の取引における事実関係に基づきまして適切に判断していく、こうしたことになります。

○清水委員 一度聞いていただいたとおりですよ。

○鎌水委員 もしも大半なんです。

つまり、二〇一八年分の確定申告書も提出できずいる。そして、現金商売をやっているために請求書や銀行振り込みの写しもない。だから、再三再四、コロナで営業で売上げが落ち込んで、五〇%以上落ち込んで苦しんでいるにもかかわらず、いまだに支給されないということで苦しんでおられるわけです。

もう一度、国税庁に確認します。所得税が発生するだけの所得がない場合でも、確定申告をしなければなりませんか。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。

○清水委員 委員御指摘の所得税が発生するだけの所得がない方につきましては、所得税の確定申告義務はございません。

○鎌水委員 今答弁があつたとおりですよ。長坂副大臣、最後はやはり政治的な、私、決断というか判断を求められていると思うんですね。

○清水委員 今答弁があつたとおりですよ。長坂副大臣、最後はやはり政治的な、私、決断というか判断を求められていると思うんですね。

○青山(雅)委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。

○越智委員長 次に、青山雅幸君。

本日も貴重な質問の機会、ありがとうございます。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

令和二年度第一次、二次、三次補正予算の歳入は、予算の剰余金と、金地金の売払い、これは五千億円もあつたようですがけれども、あと、地方公共団体からの公共事業費負担金二千二百八億円などを除いて、御承知のとおり、全額赤字国債で賄われているわけです。これに令和三年度予算、これも相当程度の割合が国債で賄われているわけですから。合わせると、令和二年度は、本予算通じて国債の発行額は百十二兆円という大変な規模に上るわけです。これは一年度の本予算丸々を国債で賄つたよりも多いという超異例な事態だと思つております。結局、実質の増加も九十八兆